

令和4年9月

## 射水市議会定例会議案説明書



議案第 4 0 号

令和 4 年度射水市一般会計補正予算（第 2 号）

議案第 4 1 号

令和 4 年度射水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 4 2 号

令和 4 年度射水市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 4 3 号

令和 4 年度射水市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 4 4 号

令和 4 年度射水市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

議案第 4 5 号

令和 4 年度射水市病院事業会計補正予算（第 2 号）

以上 6 議案については、別途説明につき説明省略

## 議案第46号

### 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について

(説明)

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の施行に伴い、関係条例の規定の整備を行うもの。

#### 1 改正内容及び関係条例

地方公務員法の一部を改正する法律の施行により地方公務員の定年引上げが実施されるのに伴い、本市においても、職員の定年引上げを行うため、次のとおり規定の整備を行うもの。

区分	条例名	内容
第1条関係	公益的法人等への射水市職員の派遣等に関する条例	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、規定を整備するもの。
第2条関係	射水市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、規定を整備するもの。
第3条関係	射水市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、規定を整備するもの。
第4条関係	射水市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例	職員が減給処分を受け、60歳に達した日後の最初の4月1日を減給期間中に迎え、給料月額が7割水準となった場合に、減給額が7割水準の給料の月額の10分の1を超えないよう規定するもの。
第5条関係	射水市職員の定年等に関する条例	地方公務員法の一部を改正する法律の施行等を踏まえ、以下のとおり規定を整備するもの。 1 職員の定年引上げ（年齢60年→年齢65年）について規定するもの。 2 管理監督職勤務上限年齢制（年齢60年。ただし政策調整監及び危機管理監は年齢62年）について規定するもの。 3 定年前再任用短時間勤務制について規定するもの。 4 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員について規定するもの。 5 その他経過措置について規定するもの。
第6条関係	射水市職員の勤務時間、休暇等に関する条例	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、規定を整備するもの。

第7条関係	射水市職員の育児休業等に関する条例	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、規定を整備するもの。
第8条関係	射水市職員の給与に関する条例	地方公務員法の一部を改正する法律の施行等を踏まえ、以下のとおり規定を整備するもの。 1 職員が60歳に達した日後の最初の4月1日以後、給料月額を7割水準とするもの。 2 市民病院において医療業務に従事する医師について、1の適用除外とするもの。 3 政策調整監及び危機管理監について、1の適用除外とするもの。 4 役職定年により降格した者について、降格前の給料月額の7割が降格後の給料月額の7割を上回る場合、その差額（管理監督職勤務上限年齢調整額）を給料として支給するもの。 5 暫定再任用職員の給料月額について、定年前再任用短時間勤務職員と同じ給料表の欄の金額とするもの。 6 その他経過措置について規定するもの。
第9条関係	射水市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、規定を整備するもの。
第10条関係	射水市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、規定を整備するもの。
第11条関係	射水市職員の再任用に関する条例	再任用制度が廃止されることに伴い、条例を廃止するもの。

## 2 施行期日

令和5年4月1日（経過措置の一部については、公布の日）

## 議案第47号

### 射水市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

(説明)

国家公務員に係る妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のための制度改正のうち令和4年10月1日施行予定の事項について、本市においても同様の措置を講ずるため、所要の改正を行うもの。

#### 1 改正内容

##### (1) 育児休業の取得要件の緩和

ア 再度の育児休業取得に係る「条例で定める特別の事情」に関し、育児休業等計画書により申し出た場合の再度取得に係る規定を削除するもの。

イ 非常勤職員が子の出生後8週間以内に育児休業をしようとする場合には、「子の出生日から起算して8週間と6月を経過する日まで」に緩和するもの。

##### (2) 非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化

ア 非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を子が1歳6か月到達日とする要件について、夫婦交代での取得や、特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とするための規定を整備するもの。

イ 非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を子が2歳に達する日とする要件について、アと同様に、夫婦交代での取得や、特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とするための規定を整備するもの。

#### 2 施行期日

令和4年10月1日

## 議案第48号

### 不動産の処分について

(説明)

令和4年8月24日付けで土地売買仮契約を締結した市有地の売却について、議会の議決を求めるもの(地方自治法第96条第1項第8号、射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条)。

#### 1 土地の表示

所 在	射水市海王町
地 番	21番7、21番9、21番43、21番44、 21番45、21番46、21番47、21番48
地 目	宅地、雑種地
地 積	12,773.30平方メートル

2 処分の目的 射水市海王町地内市有地利活用事業用地として売却

3 売却価格 158,388,920円

4 契約の相手方 富山県射水市片口久々江674番地2  
株式会社 Imizutto  
代表取締役 加治 幸大

## 議案第49号

### 射水市立小杉小学校プール改築（建築主体）工事請負契約について

（説明）

令和4年7月12日に制限付き一般競争入札に付した射水市立小杉小学校プール改築（建築主体）工事について、次のとおり請負契約を締結したいので、議会の議決を求めるもの（地方自治法第96条第1項第5号、同法施行令第121条の2第1項（別表第3）、射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条）。

工事区分	契約金額	契約の方法	契約の相手方	工期
建築主体 工事	188,100,000円 (うち消費税等 17,100,000円)	制限付き一般 競争入札によ る契約	永森建設工業・原建設射水市立小 杉小学校プール改築（建築主体） 工事共同企業体  代表者 射水市三ヶ3973番地 永森建設工業株式会社 代表取締役 永森 忠志  構成員 射水市作道2035番地4 原建設株式会社 代表取締役 原 龍治	契約締結の日 ～ 令和5年3月31日



## 議案第50号

### 令和3年度射水市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

(説明)

当年度純利益	259,136,960円	…… (A)
前年度繰越利益剰余金	33,525円	…… (B)
その他未処分利益剰余金変動額	272,000,000円	…… (C)
当年度未処分利益剰余金	531,170,485円	…… (D)
( (A) + (B) + (C) )		

#### 利益剰余金処分類【剰余金処分計算書(案)】

資本金	272,000,000円	
減債積立金	259,000,000円	
計	531,000,000円	…… (E)

この結果、翌年度へ繰り越す利益剰余金 ( (D) - (E) )

170,485円

(剰余金の処分等=地方公営企業法第32条)

## 議案第51号

### 令和3年度射水市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

(説明)

当年度純利益	397,434,193円	…… (A)
前年度繰越利益剰余金	1,499円	…… (B)
その他未処分利益剰余金変動額	426,341,158円	…… (C)
当年度未処分利益剰余金	823,776,850円	…… (D)
( (A) + (B) + (C) )		

#### 利益剰余金処分類【剰余金処分計算書(案)】

資本金	426,341,158円	
減債積立金	397,000,000円	
計	823,341,158円	…… (E)

この結果、翌年度へ繰り越す利益剰余金 ( (D) - (E) )

435,692円

(剰余金の処分等=地方公営企業法第32条)

## 報告第 9 号

### 専決処分の報告について

(説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するもの。

### 和解及び損害賠償額の決定

専決処分番号	専決処分年月日	専決処分の内容
20	令和4年6月30日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 176,000円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年12月28日 場 所 射水市一条地内
21	令和4年7月13日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 649,000円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和4年2月23日 場 所 射水市三ヶ地内
22	令和4年7月28日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 522,500円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 介護認定調査訪問時石墾破損事故 発生日 令和4年2月25日 場 所 射水市小島地内
23	令和4年8月3日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 対人100パーセント 対物 70パーセント 損害賠償額 市 34,930円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 舗装穴による車両破損等事故 発生日 令和4年2月18日 場 所 射水市上野地内

専決処分 番 号	専決処分年月日	専決処分の内容
24	令和4年8月8日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 586,300円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和4年2月22日 場 所 射水市庄西町一丁目地内

## 報告第10号

### 令和3年度射水市健全化判断比率の報告について

(説明)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項の規定により、令和3年度決算に基づく射水市の健全化判断比率を監査委員の意見を付けて、議会に報告するもの。

#### 健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	8.8	78.7
(12.01)	(17.01)	(25.0)	(350.0)

#### 備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載
- 2 括弧内は、本市の早期健全化基準

## 報告第11号

### 令和3年度射水市資金不足比率の報告について

(説明)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条第1項の規定により、令和3年度決算に基づく射水市水道事業会計、射水市下水道事業会計及び射水市病院事業会計の資金不足比率を監査委員の意見を付けて、議会に報告するもの。

#### 資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率 (%)
水道事業会計	資金不足額なし
下水道事業会計	資金不足額なし
病院事業会計	資金不足額なし

備考 上記、いずれの会計も経営健全化基準は、20.0%

## 報告第12号

### 令和3年度射水市継続費精算報告について（一般会計）

（説明）

クリーンピア射水整備事業費（令和元年度から令和3年度までの3か年度）を継続事業として施行してきたが、当該継続年度が終了したので、議会に精算報告するもの（地方自治法施行令第145条第2項）。

#### クリーンピア射水整備事業費

事業費	3,636,598,000円
支出済額	3,629,340,000円
不用額	7,258,000円

#### 支出済額の内訳

工事区分	支出済額(円)	契約の相手方
クリーンピア射水基幹的設備改良工事	3,608,000,000	株式会社神鋼環境ソリューション大阪支社 支社長 今中照雄
クリーンピア射水基幹的設備改良工事設計施工監理業務委託	21,340,000	株式会社中部設計射水営業所 所長 荒木甫
合計	3,629,340,000	

#### 継続費設定・変更可決の日

継続費設定可決の日 平成31年 3月14日

継続費変更可決の日 令和 4年 3月18日

認定第 1 号

令和3年度射水市一般会計歳入歳出決算認定について

認定第 2 号

令和3年度射水市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 3 号

令和3年度射水市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 4 号

令和3年度射水市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

(以上4件の認定について一括説明)

(決算＝地方自治法第233条)

(単位：円)

会 計 名	予 算 現 額	収 入 済 額	支 出 済 額	収支差引残額	
一 般 会 計	48,796,351,300	47,932,686,879	45,617,479,806	2,315,207,073	
特 別 会 計	国民健康保険事業	8,480,965,000	8,286,037,716	8,253,532,320	32,505,396
	後期高齢者医療事業	2,363,797,000	2,363,089,656	2,359,631,429	3,458,227
	介護保険事業	9,451,706,000	9,437,888,198	9,273,621,210	164,266,988
	小 計	20,296,468,000	20,087,015,570	19,886,784,959	200,230,611
合 計	69,092,819,300	68,019,702,449	65,504,264,765	2,515,437,684	

備考

一般会計の収支差引残額 2,315,207,073 円には、繰越明許費に係る繰越財源 523,770,573 円を含むので、実質収支額は 1,791,436,500 円となる。

## 認定第 5 号

### 令和 3 年度射水市水道事業会計決算認定について

(説明)

当年度水道事業収益 2, 0 1 5, 5 3 5, 3 0 4 円 …… (A)

当年度水道事業費用 1, 7 5 6, 3 9 8, 3 4 4 円 …… (B)

差引当年度純利益 2 5 9, 1 3 6, 9 6 0 円

( (A)－(B) )

(決算＝地方公営企業法第 3 0 条)

## 認定第 6 号

### 令和 3 年度射水市下水道事業会計決算認定について

(説明)

当年度下水道事業収益 3, 9 7 3, 5 4 6, 1 6 4 円 …… (A)

当年度下水道事業費用 3, 5 7 6, 1 1 1, 9 7 1 円 …… (B)

差引当年度純利益 3 9 7, 4 3 4, 1 9 3 円

( (A)－(B) )

(決算＝地方公営企業法第 3 0 条)

## 認定第 7 号

### 令和3年度射水市病院事業会計決算認定について

(説明)

当年度病院事業収益	4, 0 3 5, 9 5 7, 7 8 2円
当年度病院事業費用	3, 8 7 8, 0 2 4, 7 9 7円
差引当年度純利益	1 5 7, 9 3 2, 9 8 5円
当年度未処理欠損金	5, 1 6 6, 9 9 8, 8 6 5円 …… (A)

欠損金処理額【欠損金処理計算書】

0円 …… (B)

この結果、翌年度へ繰り越す欠損金 ((A)-(B))

5, 1 6 6, 9 9 8, 8 6 5円

(決算=地方公営企業法第30条)